

平成 26 年度の地方からの提案等に関する対応方針

（平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定）

1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

(略)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(略)

5 都道府県から市町村への事務・権限に移譲等

【厚生労働省】

(抜粋)

(4) 毒物及び劇物取締法(昭25法303)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 特定毒物研究者の許可(3条の2第1項及び6条の2第1項、施行令33条の2)
- ・ 特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理(10条2項、施行令36条の4第1項)
- ・ 特定毒物研究者に対する廃棄物の回収等の命令(15条の3)
- ・ 特定毒物研究者に対する立入検査等(17条2項)
- ・ 特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止命令(19条4項)
- ・ 特定毒物研究者の許可の取消し等に係る聴聞の期日等の公示(20条2項)
- ・ 特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理(21条1項)
- ・ 特定毒物研究者の許可証の交付等(施行令34条、35条2項、36条2項及び3項、36条の2第1項及び第2項)
- ・ 特定毒物研究者名簿の備付け等(施行令36条の3第1項)
- ・ 特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出に係る通知(施行令36条の4第2項)
- ・ 特定毒物研究者名簿の写しの送付(施行令36条の4第3項)
- ・ 特定毒物研究者に係る行政処分に関する通知(施行令36条の6)

6 義務付け・枠付けの見直し等

(略)

(別紙)

移譲後の措置

(略)